



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 休猟区の指定（自然保護・緑化推進課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の変更の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉政策課） 3
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件（森林管理課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（国際物流商業課） 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 4

収用委員会事項

- 公示による通知 5

告 示

沖縄県告示第545号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1(1) 名称 本部南

(2) 区域 名護市屋部の西屋部川河口右岸を起点として、同所から海岸線を北西に進み、本部大橋と海岸線との交点に至り、同所から本部大橋を渡り、本部大橋と県道84号線との交点に至り、同所から県道84号線を東に進み、県道84号線と県道72号線との交点に至り、同所から県道72号線を南に進み、県道72号線と国道449号との交点に至り、同所から国道449号を東に進み、国道449号と西屋部川右岸との交点に至り、同所から西屋部川右岸沿いを下流に進み、起点に至る線により囲まれた区域、瀬底島全域及び水納島全域

(3) 存続期間 平成26年11月15日から平成29年11月14日まで

2(1) 名称 石垣北

(2) 区域 石垣市宇伊原間の国道390号と県道79号線との交点を起点として、同所から東に海岸まで進み、海岸線を北に進み、浦崎、平久保崎を経由して伊原間に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月15日から平成29年11月14日まで

沖縄県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
愛和歯科	恩納村字富着576番地1	平成26年7月1日
とくだ心療内科	うるま市字江洲547番地2	平成26年8月1日
しんはま耳鼻科・形成外科・しんはま皮ふ科	北谷町字伊平250番地	平成26年8月1日
あさひ薬局役場前	北中城村字喜舎場360番地4	平成26年8月1日
山本歯科医院	宮古島市平良字下里639番地1	平成26年8月1日
ファミリークリニックきたなかぐすく	北中城村字喜舎場360番地1	平成26年8月4日
イオン薬局南風原店	南風原町字宮平264番地	平成26年8月19日
なごみ薬局	糸満市潮崎町二丁目1番13号	平成26年9月3日

沖縄県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
あさひ薬局	北中城村字喜舎場360番地4	あさひ薬局役場前	あさひ薬局	平成26年8月1日

2 所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション太陽の里	石垣市字平得7番地33	石垣市字大浜1349番地288	石垣市字平得7番地33	平成26年7月1日

沖縄県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
中村循環器科・内科	宮古島市平良字西里350番地	平成26年9月1日

沖縄県告示第549号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
大西歯科クリニック	糸満市西崎一丁目22番3号大一ビル2F	平成26年6月30日
ファミリークリニックきたなかぐすく	北中城村字仲順231番地1	平成26年7月31日
山本歯科医院	宮古島市平良字下里639番地1	平成26年7月31日
とくだ心療内科	うるま市字江洲598番地4 2階	平成26年8月1日
あさひ薬局	北中城村字仲順231番地3	平成26年8月1日
あらかわ薬局	南風原町字新川163番地14	平成26年8月1日
座間味歯科クリニック	座間味村字座間味109番地	平成26年8月31日

沖繩県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成26年10月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
やすだ歯科医院	糸満市字糸満1922番地	平成26年10月1日

沖繩県告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年10月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡八重瀬町字具志頭須武座原1450番・1490番・1490番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 遊歩道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林管理課及び沖繩県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖繩県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年10月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名山196番26・196番27・196番119・196番123（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、196番104、196番114、196番116、196番117、196番118
 - 2 保安林として指定された目的 干害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林管理課及び北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年12月16日まで縦覧に供する。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なんくる
- 3 代表者の氏名 與那嶺康
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市繁多川5丁目22番6号1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者福祉サービスに関する事業を行い、知的・身体・精神障がい者に対し就労支援や生活支援を提供し、地域で暮らす障がい者が安心して生活を送れるよう支援する。又、発達障がいの正しい理解と推進を目指し、障がいの特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、障がい者の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添本店 浦添市字城間2008番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月28日から同年11月28日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マンガ倉庫浦添店 浦添市字城間2689番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月28日から同年11月28日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月28日

沖縄県病院事業管理者
 病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	性同一性障害 における身体的 治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて 得た額	を	」
「	性同一性障害 における身体的 治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて 得た額	に	」
	歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて 得た額		」

改める。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第4号

収用しようとする土地 宮古島市伊良部字池間添長山1089番2

土地所有者 新川サダ子 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添246番地

土地所有者 新川満子 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添246番地

土地所有者 濱川幸子 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添167番地2

土地所有者 濱川和江 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添167番地2

土地所有者 與那城善徳 住所不明ただし、本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添58番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道平良下地島空港線改築工事裁決申請等事件に係る平成26年9月30日付け審理の開催及び現地調査の実施についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成26年11月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成26年10月28日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--